

# 県立特別支援学校における医療的ケア実施要項

滋賀県教育委員会

## (趣 旨)

第1条 この要項は、県立特別支援学校（以下「学校」という。）において医療的ケアを実施するために必要な事項を定めるものとする。

## (医療的ケア)

第2条 医療的ケアとは、治療を目的とするものではなく、障害にともなって日常的な生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な医療的な行為であり、医師の指示の下で保護者が家庭で行っている行為とする。

## (医療的ケアの対象者および内容)

第3条 医療的ケアの対象者は、保護者が学校内で日常的に医療的ケアを行う必要がある児童生徒等であって、保護者からの医療的ケア実施の申請により、県立特別支援学校長（以下「校長」という。）が決定した者とする。

2 医療的ケアの内容についても、前項と同様の手続により、校長が決定した内容とする。

## (医療的ケアの実施者)

第4条 医療的ケアは、看護師が実施する。

## (医療的ケアの実施条件)

第5条 医療的ケアを実施するための条件は、次のとおりとする。

- (1) 医療的ケアは、医師の指示に基づいて、日常的に継続して保護者が行っている行為であること。
- (2) 医療的ケアの必要性が長期間にわたって存在し、かつ児童生徒等の身体の状態が安定していること。
- (3) 保護者からの申請に基づき、本要項に定める手続を経て行われるものであること。
- (4) 児童生徒等の体調不良が予見される時などにおいては、児童生徒等の安全性を確保するため、校長の指示により保護者が医療的ケアを行うこと。

## (校内医療的ケア委員会)

第6条 医療的ケアを実施する学校の長は、校内において医療的ケアを円滑に実施するため、校内医療的ケア委員会（以下「委員会」という。）を設置し、校内体制の整備を図るものとする。

- 2 委員会は、研修計画の作成、医療的ケアの対象者、医療的ケアの内容ならびに医療的ケアの実施状況の点検、その他医療的ケアの実施に関することについて協議を行うものとする。
- 3 委員会の委員は、校長、副校長、教頭、看護師ならびに校医、部主事、保健主事、養護教諭、担任等の中から校長が指名する者で組織するものとする。
- 4 委員は、会議において知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(医療的ケアの手続)

第7条 医療的ケアの実施手続は、次のとおりとする。

- (1) 保護者は、校長に実施申請書を提出する。
- (2) 校長は、実施申請に基づき委員会の協議を経て、対象児童生徒等を決定する。
- (3) 校長は、申請した保護者に、医療的ケア実施の可否について通知する。
- (4) 保護者は、主治医の指示書を添付して、校長に実施依頼書を提出する。
- (5) 看護師は、校長が実施を決定した医療的ケアを主治医の指示書に基づき実施する。
- (6) 校長は、必要と認めた場合は、医療的ケア実施を中断・中止することができる。  
なお、この場合、保護者に通知する。
- (7) 保護者は、医療的ケアの実施を中断・中止したい場合は、校長に届け出る。
- (8) 校長は、医療的ケアに関して学校と保護者間の連絡を密に行う。

2 医療的ケア実施手続の様式は、次のとおりとする。

- |                   |                  |        |
|-------------------|------------------|--------|
| (1) 実施申請書         | (保護者・校長)         | 〈様式1〉  |
| (2) 決定通知書         | (校長・保護者) 実施可の場合  | 〈様式2〉  |
|                   | (校長・保護者) 実施不可の場合 | 〈様式3〉  |
| (3) 実施依頼書(指示書を含む) | (保護者・校長)         | 〈様式4〉  |
| (4) 主治医の指示書       | (主治医・保護者)        | 〈様式5〉  |
| (5) 中断・中止通知書      | (校長・保護者)         | 〈様式6〉  |
| (6) 中断・中止届        | (保護者・校長)         | 〈様式7〉  |
| (7) 実施記録表         | (保護者・校長)         | 〈様式8〉  |
|                   | (校長・主治医)         | 定期的に提示 |

(研修)

第8条 校長は、看護師と教員に対して、次の必要な研修の受講を指示するものとする。

- (1) 看護師
  - ア 個別に児童生徒等の医療的ケアの内容と範囲を主治医に確認すること。
  - イ 主治医からの医療的ケアに係る指導
  - ウ 県教育委員会等が開催する医療的ケアに係る研修
- (2) 教員
  - ア 医療的ケアに関する基本的な知識・配慮事項の習得、看護師との連携方法等に関すること。

(緊急時の対応)

第9条 校長は、緊急時に対応するため、校内における緊急時マニュアルに基づく、児童生徒等の個別の緊急時マニュアルを作成するものとする。

- 2 児童生徒の体調急変時や事故発生時に看護師が付近にいないなど、校長がやむを得ないと判断する場合は、第4条の規定にかかわらず校長の指示により教員が実施できるものとする。

(医療的ケアの継続等)

第10条 医療的ケアを実施する児童生徒等について、身体の状態の変化等により医療的ケアの内容を変更する場合は、保護者は再度第7条の手続を行うものとする。

- 2 医療的ケアを実施する児童生徒等について、身体の状態に変化がなく、かつ医療的ケアの内容に変更がない場合は、年度を超えて継続して実施できるものとする。
- 3 医療的ケアの内容を変更する場合、保護者は、必要な時期に校長に指示書を提出しなければならない。また、校長は、必要に応じて保護者に指示書の提出を求めることができるものとする。

(役割分担)

第11条 校長の役割

- (1) 学校における医療的ケアの実施要領等を策定すること。
- (2) 看護師のサービス管理に関すること。
- (3) 実施状況等を県教育委員会に報告すること。
- (4) 委員会を設置すること。
- (5) 教職員、看護師、関係機関等の連携体制を構築し管理すること。
- (6) 児童生徒等および保護者への説明を行うこと。
- (7) 宿泊学習や校外学習等への参加について、適切な判断を行うこと。
- (8) 緊急時の体制整備および対応指示を行うこと。
- (9) 校内外関係者からの相談等に対応すること。

2 副校長・教頭の役割

- (1) 学校における医療的ケアの実施要領等を策定すること。
- (2) 委員会の機能的な運営に努めること。
- (3) 各教職員の役割分担の明確化を図ること。
- (4) 教職員、看護師、関係機関等が連携した運営に努めること。
- (5) 児童生徒等および保護者への説明を行うこと。
- (6) 宿泊学習や校外学習等の実施について、適切な指導、助言を行うこと。
- (7) 緊急時の体制整備および対応を行うこと。
- (8) 校内外関係者からの相談等に対応すること。

3 看護師の役割

- (1) 校長の指示の下、主治医の指示書に基づき医療的ケアを実施すること。

- (2) 医療的ケア児のアセスメントと健康管理に努めること。
- (3) 主治医、学校医等医療関係者との連携に努めること。
- (4) 教職員、保護者との情報共有に努めること。
- (5) 保護者とともに医療機器・器具の作動状況を確認・記録すること。
- (6) 毎日、医療的ケアの実施状況等を実施記録表に記録・管理し、校長の確認を受けること。
- (7) ヒヤリハット等の事例を報告・蓄積するとともに、予防対策に努めること。
- (8) 緊急時の対応を行うこと。
- (9) 個別の緊急対応マニュアルの作成に協力すること。
- (10) 医療的ケア児の身体の状態の変化等により、医療的ケアが安全に行えないと判断したときは、医療的ケアを中断または中止し、校長に対して委員会での再検討を求めること。

#### 4 教職員の役割

- (1) 教職員は、各教科等の学習指導に力を注ぎ充実を図ること。
- (2) 児童生徒等の健康状態を適切に把握すること。
- (3) 医療的ケアに必要な、教室等の衛生環境の理解と適切な整備に努めること。
- (4) 保護者、主治医、学校医、看護師、保健師等との情報共有に努めること。
- (5) ヒヤリハット等の事例を報告・蓄積するとともに、予防対策に努めること。
- (6) 個別の緊急対応マニュアルを作成すること。
- (7) 研修会を企画、運営すること。
- (8) 緊急時の対応を行うこと。

#### 5 養護教諭の役割

上記教職員の役割に加え

- (1) 主治医、学校医、看護師、保健師等医療関係者との連携に努めること。
- (2) 看護師と教職員との連携支援に努めること。

#### 6 保護者の役割

- (1) 児童生徒等の健康状態等を、実施記録表等で教職員、看護師に伝えること。
- (2) 定期的に医療機関への受診をするとともに、主治医からの適切な指示を仰ぎ、必要な事項を校長に伝えること。
- (3) 医療的ケアに必要な医療機器・器具を用意し、登校時に医療機器等が正常に作動することを確認・記録し、看護師に伝えること。
- (4) 緊急連絡先を学校に伝え、連絡があった場合は、速やかに対応すること。
- (5) 医療的ケアの開始当初や長期休業後は、看護師がその習得を図り、安全かつ的確に実施できるようになるまでの間、看護師とともに医療的ケアを行うこと。
- (6) 児童生徒等の体調不良時等には、安全性を確保するため医療的ケアを行うこと。
- (7) 学校における医療的ケアの実施体制と役割を分担することについて理解すること。

(主治医との連携)

第12条 校長は、看護師が主治医から指導を受けることができるよう配慮するものとする。

2 校長は、主治医に定期的に、医療的ケアの実施記録表を提示するものとする。

(医療機器の点検・管理)

第13条 医療的ケアに必要な医療機器・器具の点検・管理は、次のとおり実施するものとする。

(1) 医療機器・器具は、保護者が保有または借用して使用しているものを使用するものとする。

(2) 保護者は、医療機器・器具を定期的に点検し、管理に万全を期するものとする。

付 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。